

各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会  
理事長 松本博崇

### 新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

平素より、本協会の諸事業につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
今般、4月9日以降の部活動の対応について、県教育委員会より別紙(写)のとおり通知がありました。  
つきましては、**少年(高校生以下)の活動**は学校における部活動と同様に扱うこととして、下記のとおりとしますので、御協力いただけますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 部活動の実施について

国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を実施する。

#### 2 対外試合等(合同練習・練習試合・発表会・大会等)について

対外試合等、他チームとの交流は、県内外を問わず、実施を可とする。

実施に際しては、各地域の感染状況等を踏まえ、活動を担当する指導者のみで実施の可否を判断するのではなく、団体として、各活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断し、生徒及び保護者の同意を得ること。

また、実施予定地域が緊急事態宣言発令地域等になった場合や、参加する生徒及び保護者の同意が得られない場合は、延期又は中止とする。

なお、宿泊を伴う活動については、引き続き、自粛とする。

#### 3 全国大会等への参加について

全国大会等については、上記2にかかわらず、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。

なお、大会参加に当たり、宿泊を伴う場合は、生徒が密集して活動する状況が多く発生することが想定されることから、移動中や宿泊場所等での行動(会話、飲食等)について、生徒が主体的に感染防止対策を講じ、適切な行動がとれるよう、特に指導を徹底する。

#### 4 活動に際しての留意点について

- (1) 生徒や関係者等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不良など少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
- (2) 休憩時間や部室等での更衣時、ミーティング時等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
- (3) 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
- (4) 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中の複数での飲食を控えるよう指導する。

#### — 参考 —

・群馬県ホームページ [https://www.pref.gunma.jp/05/am49\\_00064.html](https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html)

「県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報」が群馬県ホームページに随時更新されますので常に新しい情報を得るようお願いいたします

・「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における部活動の対応」について(写)

競技スポーツ課小林  
電話：027-234-5555



健体第721-1号  
令和4年4月7日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局  
健康体育課長 橋 憲市  
高校教育課長 天野 正明  
特別支援教育課長 町田 英之

### 新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における部活動の対応について

県立学校における部活動の対応については、令和4年3月17日付け高教第311-64号で通知したところですが、本県の感染者数は、依然として高止まりが続いているものの、医療提供体制の状況は改善傾向にあります。

一方で、県内では、引き続き学校関係者の感染が報告されており、各学校においては、感染再拡大の警戒を怠らず、これまでと同様に感染防止対策の徹底に留意する必要があります。

については、4月9日（土）以降の学校の対応等を下記のとおりとしますので、下線部の内容に特に留意し、適切に対応願います。

なお、対応に変更等があった場合については、改めて通知します。

### 記

#### 1 部活動の実施について

国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を実施する。

#### 2 対外試合等（合同練習・練習試合・発表会・大会等）について

対外試合等、他校との交流は、県内外を問わず、実施を可とする。

実施に際しては、各地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで実施の可否を判断するのではなく、学校として、各部活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断し、生徒及び保護者の同意を得ること。

また、実施予定地域が緊急事態宣言発令地域等になった場合や、参加する生徒及び保護者の同意が得られない場合は、延期又は中止とする。

なお、宿泊を伴う活動については、引き続き、自粛とする。

#### 3 全国大会等への参加について

全国大会等については、上記2にかかわらず、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。

なお、大会参加に当たり、宿泊を伴う場合は、生徒が密集して活動する状況が多く発生することが想定されることから、移動中や宿泊場所等での行動（会話、飲食等）について、生徒が主体的に感染防止対策を講じ、適切な行動がとれるよう、特に指導を徹底する。

#### 4 活動に際しての留意点について

- (1) 生徒や教職員等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不良など少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
- (2) 休憩時間や部室等での更衣時、ミーティング時等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
- (3) 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
- (4) 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中の複数での飲食を控えるよう指導する。

#### 【担当】

健康体育課	電話	027-226-4711
高校教育課	電話	027-226-4645
特別支援教育課	電話	027-226-4656